第

3 5 7 0

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年 8月 1日 金曜日

発行所

大阪市中央区備後町2-4-6 Tel:06-6209-7678 株式会社 **FPシミコレーション** 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ☆ 修正申告後の訂正

A: 法定申告期限から1年を超えている場合は、税額を還付してもらうための申告書を提出することはできません。

## 【解説】

納税義務は、国税に関する法律の規定に基づいて抽象的・客観的に成立し、申告納税方式による国税にあっては、その納付すべき税額が第一義的には納税者のする申告により確定し、その申告がない場合又は申告に係る税額に不足があると認められる場合に限り、税務署長の処分により納付すべき税額が確定するものとされています。

そしてまた、提出した納税申告書については、計算誤りや記載誤り、所得の帰属年度の誤りなどをしてしまうこともあることから、①成立した納税義務額を下回っている場合には(税額を少なく申告していた場合)修正申告を、また上回っていた場合(税額を多く申告していた場合)には更正の請求を認め、これらの過誤の是正を図ることとしています。

ただし、更正の請求は法定申告期限から1年以内でないとすることが認められず、この期限内に更正の請求をしなかった場合やこの期限を経過した後に修正申告書を提出した場合には、これを訂正するすべはなくなってしまうことになっています。







